

学校感染症に係わる登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健法施行規則第19条に基づき療養を指示していましたが、感染の恐れがきわめて少なくなったので、 年 月 日以降の登園が可能であると判断しました。

なお、学校感染症で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。

また、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。

認定こども園 上代幼稚園

組	園児名	
---	-----	--

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| 1. 麻疹（はしか） | 8. 腸管出血性大腸菌感染症 |
| 2. 風しん | 9. 流行性角結膜炎 |
| 3. 水痘（みずぼうそう） | 10. 急性出血性結膜炎 |
| 4. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 11. A群溶血性連鎖球菌咽頭炎（A群溶連菌感染症） |
| 5. 百日咳 | 12. 感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど） |
| 6. 咽頭結膜熱（プール熱） | 13. アデノウイルス咽頭炎（アデノウイルス感染症） |
| 7. 結核 | 14. その他の伝染病 |
- (病名)

※その他の伝染病とは、必ずしも学校保健法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患全てが対象となります。

年 月 日

医療機関名

医師名

医療機関へお願い

和泉市内の公立保育園・民間保育園・幼児教室では、学校伝染病にかかった子どもが登園する際には、この意見書を提出するよう指導していますので、よろしくお願ひします。

(なお、この意見書代につきましては、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております。)